

朝鮮総督府の宗教政策

平山 洋

はじめに

朝鮮における日本の宗教政策⁽¹⁾に関しては、すでにいくつかの先行研究がある。そのうち管見の及ぶかぎりでは、中濃教篤氏の「朝鮮『皇民化』政策と宗教」が先駆である。そこで氏は、総督府が制定した「寺刹令」や「布教規則」による仏教・キリスト教統制の実例を紹介し、《布教伝道は必然的に「皇民化」政策の下うけ⁽²⁾》であった、としている。時期を一九二〇年代に限定した姜東鎮氏の『日本の朝鮮支配政策史研究』も、総督府当局が《各宗教団体を「日本人有力者」ないし「民間人有力者」をして操縦させることによって、御用化⁽³⁾》しようとした、と指摘している。内容的には中濃氏と同じ見解である。また、宗教者を中心的に扱った研究としては、日本キリスト教の朝鮮支配への加担を明らかにした飯沼二郎氏の「三・一五歳事件と日本組合教会」、知られざる日本人伝道者たちを発掘した飯沼二郎・韓哲曦両氏の『日本帝国主義下の朝鮮伝道⁽⁴⁾』などがある。いずれも細かい事実関係

を追うことによって植民地下朝鮮における宗教政策は多くの場合「皇民化」「御用化」であったことを明らかにしているが、周到な調査と綿密な立論において、韓哲曦氏の労作『日本の朝鮮支配と宗教政策』⁽⁶⁾を凌ぐものは現れていない。同書は、広範囲にわたる資料収集をもとにして、朝鮮総督府の宗教政策と内地人布教者のそれへの協力、さらに朝鮮人宗教者たちによる支配への抵抗をダイナミックに描き出している。

だがこれらの先行研究が、内地の宗教団体による朝鮮人の「皇民化」⁽⁷⁾や当局による宗教団体の「御用化」⁽⁸⁾といった布教や政策の実際の追究を重要視したために、より広い視野をもつての、「朝鮮と内地の宗教政策はいかなる関係にあったのか」についての考察が不十分になってしまったことは否めない。本論は、もとより従来の研究を否定するものではないが、そこでは顧みられることのなかったこの両者の関係を検証するために、まず一と二において三・一運動以前と以後の朝鮮総督府の宗教政策を内地法令との影響関係に注目して概説し、さらに三では、朝鮮の「改正布教規則」と内地の「宗教団体法」との関係を考察して、最後にそのことのもつ意味を明らかにしたいと思う。

一 「三・一運動」以前の宗教政策

一九一〇年の「韓国併合」と同時に設置された朝鮮総督府は、支配当初から民心の懐柔のために宗教政策を重視した⁽⁹⁾。その方向性は、内地で公認された宗教に布教の便宜を与え、朝鮮在地の宗教を抑制ないしは「御用化」するところにあった。このことで間接的に日本の文化が広められることになり、広い意味で朝鮮人の「皇民化」が図られたのである。その基本法規は、一五年までは、韓国統監府が定めた「宗教ノ宣布ニ関スル規則」、以後は「布教規則」であった。さらに朝鮮仏教の統制のため一一年に「寺刹令」が發布された。以下それらの法規を時代順に説明したい。

一九〇六年十一月の「宗教ノ宣布ニ関スル規則」(統監府令第四五号)は、韓国で活動していた《神道仏教其ノ他宗教ニ属スル教宗派》の日本人布教者を対象にして出された。その第一・二条は、内地宗教の管長等が選定した各教宗派の布教管理者を韓国統監が認可し監督することを規定している。また、第三条は布教の方法や宗教施設の設定についての統監の認可権を定めている。さらに第四条には、《教宗派ノ管理者又ハ第二条ノ布教者其ノ他帝国臣民ニシテ韓国寺院ノ管理ノ委嘱ニ応セムストキハ……統監ノ認可ヲ受クヘシ》とあって、日本人布教者による韓国寺院の管理を統監が認可することが明記されている。つまり寺院を管理することによって朝鮮仏教を日本化することが許されているのである。

このように「宗教ノ宣布ニ関スル規則」は、統監による日本人布教者の監督を可能としたが、併合以前から宣教活動を行っていた欧米人のキリスト教布教者や朝鮮人の宗教者は適用対象外であった。併合後も有効であったこの規則の欠陥をカバーするために出されたのが「寺刹令」(制令第七号)と「布教規則」(総督府令第八三号)である。これらの法規を定めたのは、併合から三・一運動のときまで一貫して朝鮮総督府政務総監⁽¹⁰⁾の地位にあった山根伊三郎であった。《総督府設置の初め、公(山根……平山註)は仏教の経学及び他の宗教団体(基督教等)と共に之を度外に附すべからざるを察し、民衆信仰の団体として、之を公認するの必要を認め、寺内総督の裁決を縫、明治四十四年(一九一〇)九月、寺刹令を実施し、断然、韓国時代の制限圧迫より之を解放し、布教の自由を得せしめたり⁽¹¹⁾》と山根の伝記は述べているが、実際の「寺刹令」の内容は、「自由」を制限するような条項ばかりである。

まず第一条で寺刹(朝鮮仏教の寺院)の併合・移転・廃止についての、総督による許可制がとられている。つまり原則として新たに建立することは禁止されているわけである。第三条では《寺刹ノ本末関係、僧規、法式其ノ他必要ナル寺法》の総督認可制が定められている。この条文中の本末制度や寺法の認可制は従来の朝鮮仏教には

なく、日本仏教をモデルとしたものであった。《寺刹令に於ては内地の本末寺制度に倣ひ、全鮮に於ける百刹三十を本山とし（後に至り一本山を加へ三十一本山となした）爾余の寺刹は其の創立の由緒、寺統付援の關係等を参酌して、夫々一定の本山の末寺として付屬し、其の統轄を受くる様にした》⁽¹²⁾。また、一見本寺が自主的に制定できるかに見える「寺法」も、実際は總督府側の草案に基づいたものであった。⁽¹³⁾さらに、同時に出された「寺刹令施行規則」第二条によれば、本山の住持は總督から、末寺の住持は地方長官から認可されなければ職に就けないのであるから、事実上住持は總督や地方長官による任命制をとっていたことになる。

このような政策に対して、「寺刹令」は寺刹の権利を奪って僧侶を撲滅しようとするものである、という危惧の念を抱いた僧侶たちによる反対運動が起こった。また一方でこの機会に朝鮮寺刹を合併しようとする日本仏教の野心家の介入で、新たに内地の寺院と本末關係を結ぶ寺刹が続出した。だがこうした混乱状態も、《当局が……輕挙妄動を戒めた結果》⁽¹⁴⁾短期間に収束したのだった。一九二二年にはソウルに「三十本山住持會議所」を設け、共同して覺皇寺（布教所）を建立して布教に備えた。また、一五年には当局の主導のもとに「三十本山連合制規」を制定し、さらに新たに「中央学林」を設立して僧侶養成に着手した。こうして朝鮮の寺刹約千三百は、總督府の統制下に置かれるようになったのである。⁽¹⁵⁾

「寺刹令」によって朝鮮仏教への不安は排除されたので、次に問題となったのはキリスト教であった。宗教統制の枠内に欧米のキリスト教をも入れるために一九一五年八月に「布教規則」が發布された。「布教規則」が定められたことで「宗教ノ宣布ニ関スル規則」が廃止されたことから分かるように、前者は後者の延長上にあるが、内容には大きな変更が加った。その要点を挙げてみる。

第一点は、キリスト教を統制下に置くことを明文化していることである。第一条に《本令ニ於テ宗教ト称スルハ神道、仏道及基督教ヲ謂フ》とある。「宗教ノ宣布ニ関スル規則」で《其ノ他宗教》となっていたのが「キリスト教」だということをはっきりとさせたわけである。しかも興味深いことに、この「布教規則」第一条中にある宗教名を示す《基督教》という用語は、明治以来の全ての日本法令の中で最初の使用なのである。⁽¹⁶⁾内地法規よりも先に朝鮮でキリスト教統制が積極化したのは、キリスト教徒の割合が朝鮮では全人口の約一・七%と、内地よりもはるかに高かった（人口比で約五倍）⁽¹⁷⁾ことと、《自由とか、自主とか、平等とかを吹聴》した《外国宣教師中、就中米国長老派に属する者》⁽¹⁸⁾を是非とも統制しなければならなかったことを理由にしている。

第二点は、第一点とも関係するが、この「布教規則」の適用者には日本人以外の欧米人や朝鮮人布教者も含まれていることである（第六・一三条）。

第三点は、統制を容易にするために、總督はキリスト教を含む各教派・宗派に朝鮮在任の布教管理者を選定させ（第三・六条）、その管理者の解任権を押さえた（第四・七条）上で、彼らに布教者たちの監督を任せたことである。「宗教ノ宣布ニ関スル規則」でも、統監が管理者の認可を行うこと（第一条）は定められていたが、統監による解任権は認められていなかったのである。

第四点は、それまで統制の範囲外にあった《宗教類似ノ団体》（新興宗教）にも適用されるようになったことである（第一五条）。

ここまですべてを簡単にまとめれば、「布教規則」はキリスト教や新興宗教をも含んだ全宗教を一括して統制することを目的として制定され、その統制にあたって總督は各教派・宗派を選んだ「布教管理者」を介して常に監視を行った、ということになる。

「布教規則」がもつ「一切の宗教の一括統制」という特徴を備えた法規は、それ以前の内地法令にもまた植民地法令にもなかった。これは、対象を日本人布教者のみに限った「宗教ノ宣布ニ関スル規則」が、先行する「神仏道以外ノ宗教宣布並堂宇會堂等ニ関スル規程」（一八九九年・内務省令第四一号）に、また、対象を朝鮮人僧侶の

みに限った「寺刹令」が、台湾での「旧慣ニ係ル社寺廟宇等建立廃合移転方ノ件」(同年・台湾総督府令第五九号)および「神社寺院等ノ所属財産売渡譲与交換其ノ他ノ処分ヲ為ストキ取扱方ノ件」(一九〇五年・同八四号)に依っているのと対照的である。つまり「布教規則」は、内容的には内地で制定された諸宗教関係法規と矛盾しないが、細かい規定をする代わりに裁量権を総督に与えることで、条数を全一九条に削減したものである⁽¹⁹⁾。

さて、厳密な意味での宗教政策からは離れるが、「布教規則」の発布と同時に神社制度も確立した。この制度の整備についても山県伊三郎が大きな役割を果たしている。《祭祀の政は、祖先を崇敬し、国民をして、報本反始の精神を涵養せしむる道なりと雖も、祭祀と宗教とは之れが区別を明にして、之を統理せざる可からず。是に於て、公は韓国の祭祀に於ても其の採るべきは之を採り、其の廃すべきは之を廃し、祭祀の政を統理して、風教の維持に資せしむるに勉めたり》⁽²⁰⁾。

併合以前の韓国では、ソウルをはじめ各道府郡に各一箇所づつ社稷壇を設け、毎年春季には祈穀祭を、秋季には新嘗祭を行っていた。同様の祭祀は日本では神社の管轄となっており、社稷壇での祭祀を許可することはできない。そこで、《公は深く古来の史実を考究し、明治四十四年(一九一一年)の春季祭より社稷壇に於て、社神稷神の祭祀を行はざることに決意し、其の議を提出して寺内総督の決定を求むることに努力し、社稷壇に於ける新穀祭、新嘗祭は遂に之を廃止するに至》⁽²¹⁾ったのであった。

社稷壇での祭祀は廃止されたが、神社関係法規が制定されていなかったため、一九一五年まで朝鮮には国家神道の神社はなかった。同年八月、「布教規則」と同時に「神社寺院規則」を発布したのは、その年一月の大正天皇の即位儀礼までに朝鮮にも神社制度を発足させておかなければならなかったからである。「神社寺院規則」は、神社および日本仏教の寺院を創立するための手続きが定められており、この規則によって一六年末までに一七の神社と三二の寺院が認可された⁽²²⁾。さらに山県は《祭祀令を朝鮮に施行する案を具し、寺内総督の決定を乞ひ》⁽²³⁾

内地を対象とした勅令第一〇号「官国幣社以下神社祭祀令」(一九一一年一月)と内務省令第四号「官国幣社以下神社祭式」(同年三月)を朝鮮にも適用するため、ほぼ同文の朝鮮総督府令第四九号「神社ノ祭式恒例式ニ関スル件」と同第五〇号「神職任用奉務及服装規則」(ともに一六年六月)を発布した。この手続きによって朝鮮の神社でも内地と同じ祭式を行うことが可能となったのである。

神社の創立には三〇名以上の崇敬者が必要なほか、神殿や拝殿が備えられていなければならなかった。そのため創立は容易でなく、総督府は神社の資格に満たない小規模な施設を「神祠」として許可する方針をとったが、それも山県が画策した結果であった。《公は神祠の創立、及び其の他に關する規定を設け、其の神聖を保たしむるの必要を認め、大正六年(一九一七)三月、総督の決裁を得て、之れが府令を発布せられたり》⁽²⁴⁾。この「神祠ニ関スル件」(総督府令第二号)によって、一六年末までに一一の神祠の設立が許可された⁽²⁵⁾。こうした神社制度確立の経緯を記述した後、伝記は《現に朝鮮内地各地に於て、神社を創立し、敬神崇祖の礼、報本反始の道を行ひ、毫も遺憾なきに至りたるは、公が在任中最も努力せられたる結果なりと謂ふも過言にあらす》⁽²⁶⁾と述べている。

このように、三・一運動以前の宗教政策の目的は、朝鮮仏教を無力化する一方で日本の公認宗教に布教の便宜を図り、徐々に「皇民化」を達成するところにあった。そのために全宗教を一括して統制する「布教規則」が制定されたことにとくに注目するべきである。宗教統制の基本法規はその時点では内地にも台湾や南樺太などの植民地にも無かったからである。ただし、この時期は、内地の公認宗教をゆるやかに浸透させて朝鮮を内地と同一にしようとしたのであるから、全体的には、「内地延長主義」⁽²⁷⁾であったといつてよいであろう。さらに、神社制度については、その絶対数が少なかったこともあり、未だ強制的な参拝などは行われていなかった。

しかしこの宗教政策は三・一運動以後転換するのである。

「布教規則」による統制にもかかわらず、一九一九年、宗教者を中心に三・一運動が起こった。⁽²⁸⁾この事態に衝撃を受けた総督府は、独立運動弾圧のため急遽「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」(制令第七号)を定めて《政治ノ変革ヲ目的トシテ多数共同シ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ妨害セシメムトシタル者》⁽²⁹⁾を次々に検挙した。同制令による二一年の検挙者は六五五九名で「保安法」の約一四倍、全特別法犯の四四・六%⁽³⁰⁾を占めていたのであるから、その弾圧法規としての威力は絶大であったといえる。そして当局は力による封じ込めと同時に宗教統制の方法を変化させたのであった。宗教活動を抑圧・監視する従来の方法を強化する一方で、協力的な仏教・キリスト教団体を民衆支配に利用しようというのである。

三・一運動後新たに総督となった齋藤実は、一九二〇年に記した秘密文書「朝鮮民族運動ニ対スル対策」(以下「対策」)の中で宗教利用策について強調する。そしてまず朝鮮仏教について《仏教ハ李朝五百年ノ圧迫ヲ受ケ社会的勢力ヲ失墜セルノ觀アルモ民間ニハ相当ナル信仰的勢力ヲ保有スルヲ以テ之ヲ復興シテ之ノ上ニ国民信仰ノ起趣ヲ築クノ最モ大切ナルヲ信ス》と、民間では依然仏教が影響力を有していることを指摘して、具体的な方策を次のように記している。①《寺刹令ヲ改正シテ京城ニ総本山ヲ置キ之ヲシテ三十本山ヲ統轄セシムルノ制度トナシ》した上で、②《総本山ニハ管長ヲ置キ親日主義者ヲ以テ之ニ充》てる。そして③《仏教ノ振興ヲ促進スルヲ以テ目的トスル団体ヲ設ケ之ヲ以テ総本山ノ擁護機関タラシムル》ことにし、④《上述ノ団体ハ本部ヲ京城総本山内ニ置キ支部ヲ各本山所在地ニ置キ其會長ハ居士中親日主義ナル有徳ノ士ヲ以テ之ニ充》てる。こうした措置を施してから、⑤《一、一般人民ノ教化 二、罪人ノ感化 三、慈善事業》などを行わせる。もちろん、この総本山及び仏教振興団体が自主性を有さないように、⑥《総本山並各本山及仏教団体ニハ相談役トシテ人格アル内

地人ノ顧問ヲ置ク》ことも定められている。姜東鎮氏も述べているように、まさに「御用化」が図られたのである。⁽³²⁾

ところが齋藤総督が「対策」をとりまとめたのとほぼ同時期に、三・一運動の余波を受けて「寺刹令」反対運動が再燃してしまつたのである。《各寺刹は内に於ては寺刹令の趣旨を体して寺務を整理し、外に於ては各本山連合して布教講学に務め漸次面目を新にして来たけれども、積年の疲弊短時日の間に回復し得べくもあらず、朝鮮仏教の復活改善は、遅々として進まないやうな感が無いでも無かつた。此の点に不満を持つ一部青年僧侶は、之を以て寺刹令の然らしむる所なりと速断し、大正九年(一九二〇)に朝鮮仏教維新会なるものを組織し、寺刹令撤廃運動を始めた》⁽³³⁾。韓龍雲ら仏教維新会は長文の陳情書を総督に提出したが、それに賛同して捺印した僧侶の数は二三〇〇人⁽³⁴⁾に達した。この運動の影響を受けて朝鮮仏教は再び紛糾し、三十本山は維新会に賛同するものと反対するものとの二派に分かれて対立が続いたため、総督府は二二年五月に三十本山住持を招集して賛同派の懐柔工作を行い事態を収拾したのだ。この混乱によるのか、「対策」にある、内地と同様の総本山・管長制は実現されなかつたが、事態収拾後に仏教振興団体として「財団法人朝鮮仏教中央教務院」が齋藤の記述通り設置されている。⁽³⁵⁾

このように朝鮮仏教の統制はさらに巧妙化されたので、次の問題はキリスト教ということになった。「対策」は、キリスト教統制には《民間有志(内地人)ノ心服者ヲシテ之ヲ操縦セシメ相当ナル便宜ト援助トヲ与ヘテ漸次其拡張ヲ図ラシメ将来ハ総督文化政策宣伝ノ一機関タラシムルコト》が必要である、と述べている。そして実際に従来から当局と良好な関係を保っていた日本組合教会への積極的な肩入が行われた。⁽³⁶⁾

組合教会は一九一〇年一月の第二六回総会の信徒大会で、「新たに加えられる朝鮮同胞の教化」を決議、総会は実行委員会を選出し、翌年渡瀬常吉が主任となって朝鮮伝道が開始された。総督府は、渡瀬の《日本と併

合せられた朝鮮人をして……日本国民として立つの覚悟に到達せしめねばならぬ⁽⁹⁷⁾という伝道方針に共鳴し、機密費から年額六千円を匿名寄付し続けた。三・一運動当時には、組合教会は官憲の援助を受けながら全道にわたって反独立運動を展開した。

三・一運動の結果、総督府はそれまでの「武断政治」の方針を「文化政治」へと変化させた。日本の朝鮮支配の変化を内外に印象づけることを目的として、一九一九年十一月、当時上海にあった大韓民国臨時政府の外交部長呂運亨ら三名が日本政府によって東京に招かれ、「自らの独立運動は誤りであった」という転向演説をするようになった。ところが帝国ホテルの記者会見で日本側の思惑とは逆の朝鮮独立演説が行われたために、彼らを招いた政府への各界からの批判が起こったのである(呂運亨事件)。招待にあたって韓国臨時政府と日本政府の仲介をしたのは組合教会であって、面子を潰された総督府と教会の関係は悪化していったらしい。もっとも斎藤の「対策」は翌二〇年に書かれているので、その時点では、まだ組合教会の利用を断念してはいなかったであろう。しかし支配の手先としての素顔が露見した組合教会から朝鮮人信徒が大量に離脱してしまい、翌二一年一月、突如組合教会は朝鮮伝道から手を引いて、新たに朝鮮人信徒だけの「朝鮮会衆教会」が組織されることになったのである。こうして組合教会を《総督文化政策宣伝ノ一機関タラシムルコト》には失敗したのであった。

このように、「文化政治」の名のもとに行われた宗教団体への懐柔工作は、仏教に関しては成功したが組合教会の利用については失敗した。もっとも総督府が行ったのはこうした積極利用ばかりではない。新たに宗教課を設置して宣教師たちの動向を監視したり、教会の法人格を認めることで彼らの不満をそらそうとした。さらに従来からの抑制策も巧妙化して続行されたのである。それは「布教規則」の改正という形で行われた。

この改正について、当局は「許可主義」から「届出主義」への変更として、あたかも規制が緩和されたかのように宣伝した。《大正九年(一九二〇)四月布教規則ヲ改正シテ教会堂・説教所・講義所等設立ノ許可主義ヲ届出主義ニ改メ同時ニ諸般ノ複雑ナル手續ヲ省略シ以テ布教ノ便宜ヲ図ルコトセリ⁽⁹⁸⁾》だが、改正の要点はそこにはなかった。「改正布教規則」第二条は、全く新たに加えられたものだが、そこには《朝鮮総督ハ現ニ宗教ノ用ニ供スル教会堂、説教所又ハ講義所ノ類ニ於テ安寧秩序ヲ紊スノ虞アル所為アリト認ムルトキハ其ノ設立者又ハ管理者ニ対シ之カ使用ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ⁽⁹⁹⁾》とある。この条文は、三・一運動で教会堂が運動の拠点となったことに対応して、施設を《政治的に利用せむとするもの禁圧⁽¹⁰⁾》のために追加されたものであった。また、第十四条《朝鮮総督ハ布教管理者、布教担任者又ハ朝鮮寺刹住持ニ対シ必要ト認ムル報告ヲ命スルコトアルヘシ》も新たに加えられた条文であるが、これも改正前の第一条では「年末現在の信徒数」や「その年の信徒数の増減」を報告することが決められていただけであった。

ここで興味深いのは、内地には追加された条文と同じ内容をもつ法令がなかったことである。このことは、総督府の宗教政策が、それまでの「内地延長主義」を離れて独自の方向に進み始めたことを意味する。「布教規則」の改正によって、総督は、《安寧秩序ヲ紊スノ虞アル所為アリト認》めさえすれば教会堂などの使用を禁止することができ、《必要ト認ムル報告》であるならば、どのような内容のものであっても、提出を命じることが可能となった。一方で、こうした権限は、内地の宗教行政担当者である文部大臣には与えられていなかったのである。

仏教とキリスト教への統制についてはおおむね以上であるが、さらに国家神道に関して、三・一運動後に宗教政策が転換した時期に朝鮮神宮の創設が行われている。二五年一〇月に鎮座した神宮への参拝者は当初は内地人が大多数を占めていた⁽⁴⁾。だが、神社への強制参拝問題は、この後一九三二年頃から生ずることになるのである。「満州事変」戦没将兵慰霊祭が三二年九月に平壤瑞氣山で挙行され、各学校生徒は参拝を要求されたが、キリスト教系学校は参加を拒否して問題化した⁽¹²⁾。内地ではその四月に上智大学生による靖国神社参拝拒否問題が発生し

ているので、参拝強要が開始されたのはほぼ同時であったのである。朝鮮で問題が発生した同じ九月に、文部省はカトリックからの質問に答える形で「学生生徒児童ノ神社参拝ノ件」を発し、そこで《学生生徒児童ヲ神社ニ参拝セシムルハ、教育上ノ理由ニ基クモノニシテ、此ノ場合ニ、学生児童ノ団体カ要求セラルル敬礼ハ、愛国心ト忠誠トヲ現ハスモノニ外ナラス》⁽⁴³⁾として、神社参拝は宗教儀礼ではなく愛国心と忠誠の証であって拒否は許されないとした。この回答に理解を示したカトリックは、内地では信者の神社参拝を全面的に認めた。

同じ三二年九月、朝鮮の長老会（プロテスタント）は、しかしあくまで神社参拝を拒否して当局と交渉することを決議した。一二月に内地では「児童生徒の校外生活指導に関する文部省訓令」が発せられて神社参拝が奨励された。三五年十一月、平安南道知事は道内公私立中等学校長会議を招集し、開会冒頭に平壤神社参拝を命令した。監理教と天主教（カトリック）は参拝に同意したが、しかし長老会所属のミッション校はあくまで拒否したので、ついに三八年までに一八校が廃校となった。⁽⁴⁴⁾内地では廃校にまで追い詰められたミッション校は無かったのだが、学校に対する神社参拝強要は朝鮮においてより厳しかったといえよう。

これより先、三六年八月神社制度改正に関する勅令五件が發布され、一道一列格社設置方針が推進されることになった。朝鮮人全体に参拝を強要するためには半島全土に遍く神社を設置しなければならなかったからである。さらに在地の祠を神祠化する方法がとられて、三六年にはその数五二四に及んでいた。⁽⁴⁵⁾三七年九月に設定された「愛国日」では、全朝鮮人に毎月一日または一五日の神社参拝を義務づけた。⁽⁴⁶⁾このように当局による参拝強要の度はますます加わり、ついに三八年九月、最後まで拒否の態度を貫いていた長老会も、神社参拝容認の声明を発表したのだった。

以上が三・一運動以後の宗教政策のあらましである。

三 「改正布教規則」と「宗教団体法」

従来の研究は、こうした朝鮮総督府の宗教政策を、朝鮮人の「皇民化」や朝鮮内の宗教団体の「御用化」のための特殊植民地的政策であるとみなしてきた。だが、本当にそうであろうか。

一九二〇年代の朝鮮総督府の高級官僚たちの多くは、内地に復帰後内務関係の有力な役職に就き、「国民精神総動員運動」や「大政翼賛運動」で大きな役割を果たしている。例えば、一九年から二二年まで政務総監であった水野鍊太郎は、二四年に清浦内閣の内務大臣、二七年に田中義一内閣の文部大臣となった。その後四二年には「大政翼賛会」の傘下団体である「大日本興亜同盟」の副総裁、さらに「興亜総本部」の統理となり、戦後は戦犯容疑で逮捕されている。また、総督府総務局長を経て二九年から三二年まで政務総監を務めた児玉秀雄は、辞任後「貴族院研究会」の有力者として三四年に岡田内閣の拓務大臣、三七年に林内閣の通信大臣、四〇年に米内内閣の内務大臣、さらに四四年の小磯・米内内閣の国務大臣・文部大臣に就任した。彼はまた「国家総動員本部」の副会長でもあった。三二年から三六年までの総監である今井田清徳は後に「国策研究会」の有力メンバーとなった。また二二年から二四年まで総督府警務局長を務めた丸山鶴吉は復帰後は内務省警視総監となり、三七年に「国民精神総動員中央連盟」評議員となった。

国家のために朝鮮人の「皇民化」に挺身した彼ら総督府の官吏たちが、ファシズム期には、日本人の「さらなる皇民化」に粉骨砕身したということとは、十分に考えられるのである。

そして宗教政策に関するかぎり、「改正布教規則」（二〇年）と「宗教団体法」（三九年）の類似に朝鮮の政策の内地への影響が顕著に見られるのである。「宗教団体法」は内地における宗教の基本法規であるが、その議会への提出理由を荒木貞夫文相は、《宗教団体に関する現行の法規は、概ね明治初年の……太政官の布告、布達、或

は省令、訓令等の種々雑多なるものより成つて居るのであつて、何れも断片的に其数三百余に及んでゐるため、《其の適用上往々にして疑義を生じ易く》また《行政上の不便》もあるので、《宗教行政の根本法規を制定して煩雜なる在来の規定を整へ》たいと述べている。⁽⁴⁷⁾朝鮮において《布教に関する従前の規則を整理し》た「布教規則」と同じ性格をもった法律ということになる。

内地において「一切の宗教の一括統制」を試みた法律は、「宗教団体法」以前にも一八九九年、一九二七年、一九二九年の三回議會に提出されていたが、いずれも不成立に終わっていた。若槻内閣提出の二七年「宗教法案」全一三〇条は、条数が膨大なうえ所轄官庁の監督が厳しく罰則が重いという宗教界からの反発があった。さらに二九年一月の田中内閣による「宗教団体法案」全九九条は規制はやや緩和されたもののやはり仏教・キリスト教界からの反対を受けて審議未了となつた。その後三五年に岡田内閣は「宗教団体法案要綱」全八五条を作成して「宗教制度調査会」⁽⁴⁹⁾に諮問したが、それは議會提出には至らなかつた。三八年一月に荒木文相によつて新たな「宗教団体法案要綱」の諮問案を付議された調査会はそれに修正を加え政府に答申した。三九年一月、その答申案に基づき「宗教団体法案」全三七条は第七回議會に提出され、さしたる反対もないまま三月に成立したのである。⁽⁵⁰⁾

この成立した「宗教団体法」の条数がそれまでの法案(要綱)より著しく少ないのは、文部大臣の裁量権を強化した上、各宗教ごとに別々に規定していた条文をできるかぎりまとめ、教派や宗派などの定義に関する条項を削除し、宗教団体内部の自主的規定をその内部の自治規則に譲るなどとしたためであつた。この特徴は「布教規則」にもあてはまる。そこで以下では「改正布教規則」と「宗教団体法」とを比較したい。

まず、「宗教団体法」第一条は、宗教団体の定義として、《本法ニ於テ宗教団体トハ神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団(以下単ニ教派、宗派、教団ト称ス)並ニ寺院及教会ヲ謂フ》と定めているが、これは「改正布教規則」第一条《本令ニ於テ宗教ト称スルハ神道、仏道及基督教ヲ謂フ》とごく近い関係にあると考えられる。

神道・仏教・キリスト教を同列に置いて「宗教」としているのは、《断片的に其数三百余》もある宗教法規はもとより、廃案になつたその他の「宗教(団体)法案」を含めてもこの両者だけであるからである。

また、「宗教団体法」第一六条には《宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ、若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得》と、宗教活動が「安寧秩序を妨げ」た場合の活動の制限の条項が設けられている。「大日本帝国憲法」第二八条には《日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス、臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ信教ノ自由ヲ有ス》とあり、従来から政府は《折角憲法の条章がありながら、斯かる宗教行為を制限する法律又は命令が在来の宗教法規中に見出されないのは、我國の現状に徴し法の大なる欠陥であると云はなくてはならぬ》⁽⁵¹⁾という見解をとっていた。そこでこの「宗教団体法」第一六条について政府は、《本条は憲法第二八条に基き、法律を以て監督官庁たる文部大臣が斯かる宗教行為の制限禁止其他の行政処分を為すことを得る法律上の根拠を設けたのである》⁽⁵²⁾という説明を行っている。しかし、それも朝鮮の「改正布教規則」第一二条に、《朝鮮総督ハ……教会堂、説教所又ハ講義所ノ類ニ於テ安寧秩序ヲ紊スノ虞アル所為アリト認ムルトキハ……之カ使用ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ》としてすでに規定されていたことは二で見たとおりである。

「宗教団体法」第一七条、《宗教団体又ハ其ノ機関ノ職ニ在ル者法令又ハ教規、宗制、教団規則、寺院規則若ハ教会規則ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ取消シ、停止シ若ハ禁止シ又ハ機関ノ職ニ在ル者ノ改任ヲ命ズルコトヲ得》は、文部大臣による宗教団体に属する全ての職員(管長も含む)の解任権を定めている。それまでの内地の宗教関係法規では、文部大臣は各教派宗派の管長の「認可権」は有しているものの「解任権」はなく、また管長に属する教派宗派内の人事権にも介入できなかったため、これも「改正布教規則」第四条、《朝鮮総督ハ……布教管理者ヲ不適当ト認ムルトキハ其ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ》で総督に

認められた布教管理者の解任権を強化したものと見てよいであろう。

さらに「宗教団体法」第一八条は、《主務大臣ハ宗教団体ニ對シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徵シ又ハ実況ヲ調査スルコトヲ得》として、内部事情の報告義務を定めている。この種の報告義務については、従来まで適用されていた一九一四年八月の文部省訓令第六号「神仏道教宗派事務報告例」に前例があるが、こちらは人事異動・信徒数などの報告義務を負うのみであって、「宗教団体法」のような全く無条件のものではなかった。この条文も「改正布教規則」第一四条だけにある《朝鮮總督ハ布教管理者、布教担任者又ハ朝鮮寺刹住持ニ對シ必要ト認ムル報告ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ》という規定を前例としていることは明らかである。

「改正布教規則」と「宗教団体法」だけに見られる類似点はおおよそ次の通りである。

- (1) 教派神道・仏教・キリスト教・類似宗教（宗教結社）の一括統制を目的とする点。
- (2) 管長・布教統理者（宗教団体法）、布教管理者（布教規則）の就任については主務大臣・總督の認可制をとり、しかも場合によってはその解任も可能であった点。
- (3) 宗教活動が「安寧秩序」を妨げるときには、活動や建物の使用を禁止できた点。
- (4) 宗教団体内部の状況について報告義務を負わせた点。

もちろん「改正布教規則」と「宗教団体法」がまったく同じというわけではない。「宗教団体法」の第二三条から第二八条までは《宗教結社》に関する条項として、第二二条以前を反復しているが、「改正布教規則」第一五条では、《朝鮮總督ハ必要アル場合ニ於テハ宗教類似ノ団体ト認ムルモノニ本令ヲ準用スルコトアルヘシ》として、一条でまとめてしまっている。また、「宗教団体法」の第二九条以降は、付則として、施行期日や同法によって廃止される法令などが定められている。さらに両者の相違はそれだけではなく、「宗教団体法」には宗教団体の権利保護が規定されていることがあげられる。たとえば、主務官庁の不当処分に対する救済規定（第二〇条、

宗教団体の建物の差押禁止規定（第二二条）、所得税・地租・地方税の免税規定（第二三条）などがそれである。つまり、「改正布教規則」と「宗教団体法」は中心となる部分と同じであるが、「改正布教規則」のほうには宗教団体の権利保護や不当処分への救済規定が無い、ということになる。

政府が「宗教団体法」の制定を必要とした理由は、表向きは、先に引用したように、《宗教行政の根本法規を制定して煩雜なる在来の規定を整へ》たいというものであったが、その本音は、三八年一月の「宗教制度調査会」の席上での荒木文相の挨拶にはしくも表されている。《現下非常時局に對処致しまして、國の総力を挙げて帝國所期の目的達成に邁進せんが為には、何よりも先づ其の根本に於きまして國民精神の振作更張を必要とするのでありまして、宗教団体の教化活動は此の意味に於きまして今や一層重大なる意義を有するに至つたのであります。即ち宗教家の活動をして此の國家の期待に副はしめ又今日の社會情勢に適合せしむる為には、宗教団体に關する根本法規を整備致しまして其の健全なる發達を期することが最も緊要なることであると思考致すのであります⁽⁵³⁾》。「非常時」だから「宗教家の活動」を「國家の期待」に副わしめたい、というのである。そのための宗教統制法規のモデルとして、朝鮮人の「皇民化」に大きな役割を果たしてきた「改正布教規則」が選ばれたのは当然であったといえよう。

さて、露骨な國家の介入が予想されたにもかかわらず、宗教界からの反対もなく「宗教団体法」がやすやすと議會を通過したのは、直前に起きていた一連の宗教弾圧事件が影を落としているからである、と論者は考える。三五年の第二次大本教事件によって幕がきつておとされた「類似宗教」弾圧の嵐は、翌年の天津教事件、さらに三七年のひとのみち教団事件や新興仏教青年同盟事件、三八年の第二次天理本道事件へと拡大していった。これら不敬罪・治安維持法違反容疑に基づく新興宗教弾圧事件によって、《類似宗教団体は勿論、大小の公認宗教諸団体にありても等しく自教団の教義教理乃至其の布教手段等に就て自ら再検討を加へ、其の是正を図らんとする

「氣連」⁽⁵⁴⁾が醸成された、と内務省警保局の内部資料(三六年)は述べている。その意味するところが公認宗教団体による国家権力への追従であることは言うまでもあるまい。

こうした弾圧の結果、とりわけ「宗教団体法」が成立してからは、宗教界からの抵抗は少なくとも組織的には見られなくなる。文部省が管長・教団統理者や、宗規・教規を簡単には認可しなかったことから宗教団体の合同が進み、四一年三月には従来の五六派から二八派に半減した仏教宗派によって「財団法人大日本仏教会」が結成されている。その会も合同の過程で政府の影響力が強まり「朝鮮仏教中央教務院」と同様の御用団体になってしまったのである。同年六月には大政翼賛会と文部省が後援した御用団体である大日本宗教報国会を中心に「第一回宗教報国会」が催された。そして、一二月の太平洋戦争勃発以降は、戦局の推移に伴い、宗教界は戦時布教方針をたてて宗教報国会活動に邁進していくことになるのである。

おわりに

本論は、まず朝鮮総督府の宗教政策について概説し、さらに「改正布教規則」と「宗教団体法」とを比較して、朝鮮の政策が内地に影響を与えていることを明らかにした。

みられるように内地の宗教団体の弱体化を可能としたのは、朝鮮内で長年つちかかってきた宗教統制の方法なのであった。「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」によって多くの場合宗教家でもあった独立運動家たちを弾圧する一方で、宗教を「保護」する「改正布教規則」によって不穏な情勢を未然に防いだのと同じ方法が、約二〇年後、「治安維持法」で左翼運動や類似宗教を弾圧しながら、一方で「宗教団体法」によって宗教団体を「御用化」するのに応用されたわけである。国家は朝鮮統治にあたって「内地延長主義」という欺瞞的なスローガンを採用したが、ファシズム期の宗教政策は、かえって「朝鮮」延長主義⁽⁵⁵⁾ともいべきものであった。

そして朝鮮が内地に先行していることは宗教政策ばかりではなく、治安立法や国家総動員体制の成立においても見られることに注意しなければならない。例えば二五年成立の「治安維持法」の先駆が「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」であったことはすでに広く認められていることである⁽⁵⁶⁾。また総動員体制を築く上で重要な役割を果たした「興亜奉公日」(三九年九月)の先駆は朝鮮の「愛国日」(三七年九月)にあるのである⁽⁵⁶⁾。さらに「隣組」の組織化が四〇年九月なのに対して、朝鮮では「愛国班」によって三九年六月末にはすでにほぼ全部の家庭が統率されていた⁽⁵⁷⁾。つまり国家総動員体制の萌芽は、植民地である朝鮮のほうが内地よりも早かったわけである。

現役の陸海軍大将である総督が、勅令や制令といったうむをいわずに命令で支配を行った朝鮮は、併合された瞬間からいわば軍部ファシズムの体制下に置かれていたのであった。内地で大正デモクラシーが花開いていた時期にもそれに変化はなかった。そして一九三〇年代に内地でファシズムが台頭したとき、国家による日本人の「さらなる皇民化」のための身近なモデルとして、植民地下朝鮮の「皇民化」政策が参考にされたのである。

(1) 本論において「宗教」とは、教派神道・仏教・キリスト教および国家神道をさす。朝鮮統治時代を通じて日本政府の公式見解は「国家神道は宗教に非ず」というものであったが、論者は国家神道は宗教であると考える。また、本来ならば天道教その他の類似宗教も視野に入れねばならないのであるが、資料的制約によって本稿では扱わなかった。

(2) 岩波書店『世界』三二七号(七三年二月)一八七頁。

(3) 東京大学出版会刊(七八年二月)四〇六頁。

(4) 京都大学『人文学報』三四号(七二年三月)。

(5) 日本基督教団出版局刊(八五年六月)。

(6) 未来社刊(八八年一月)。

(7) 狭義には一五年戦争当時の「皇国臣民」化政策を指すが、ここでは支配の全時期にわたって行われた「融和」政策一般の意味で用いる。

- (8) 後述の「日本組合教会」や「朝鮮仏教中央教務院」が支配へ積極的に協力したこと。
- (9) 伊藤博文韓国統監時代から行っていた「中央基督青年会」への毎年一万円の寄付を続行して融和
- (10) 官制上各部を総理する役職で、通例内務官僚出身者が充てられた。これは、總督が現役の陸海軍大のエキスパートが必要とされたことによる。
- (11) 徳富蘇峰編『素空山県公伝』山県公爵伝記編纂会発行(一九一九年九月)二九五頁。没後間もなく編まれた、峰は山県と同様に綿密な取材を行っており、史料性は高いと考えられる。
- (12) 武部欽一「寺刹令の発布と其の運用に就いて」朝鮮總督府編『朝鮮』一九二〇年(三二年五月)六頁。
- (13) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』六九頁。
- (14) 「寺刹令の発布と其の運用に就いて」前掲書七頁。この表現が当局の抑圧を暗示していることはいうまでもない。
- (15) 前掲『朝鮮』一九二〇年七七八頁の記述に基づく。
- (16) 施設としての「基督教会堂」については司法次官通牒「基督教会堂敷地ノ登録ノ件」(一九〇五年三月)がある。文部省宗教局編『宗教法規』(三二年五月)三三〇頁参照。
- (17) 『昭和五年朝鮮總督府統計年報』(三二年二月)六六〇頁の一九一五年の教徒数約二六万七千人を人口千六百万人で除して換算。
- (18) 總督府庶務部編『朝鮮の独立思想及運動』(二四年一月)二九頁。
- (19) この法令が植民地支配に有効であったことは、ほぼ同文の「布教規則」が、後に樺太庁管内に制定された(一九二〇年・庁令第五〇号)ことから分る。
- (20) 『素空山県公伝』二九七頁。
- (21) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (22) 『昭和五年朝鮮總督府統計年報』六五六頁。
- (23) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (24) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (25) 『昭和五年朝鮮總督府統計年報』六五六頁。
- (26) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (27) もとより「朝鮮を内地と平等に扱ふ」という日本政府の欺瞞的スローガンであるが、本論では日本の制度を移植する意で用いる。
- (28) 独立宣言書に署名した三三名のうち宗教指導者は、天道教一五名、キリスト教一六名、仏教二名であった。
- (29) 同制令第一条。罰則は《十年以下ノ懲役又ハ禁固》であった。
- (30) 『大正十年朝鮮總督府統計年報』より換算。なお「保安法」は、旧韓国の法律で、併合後も有効とされた治安法規であった。罰則は最高二年以下の懲役と「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」よりはるかに軽い。
- (31) 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (32) 『日本の朝鮮支配政策史研究』四〇六頁。
- (33) 「寺刹令の発布と其の運用に就いて」前掲書七頁。
- (34) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』では「二七〇〇名」となっている。同時代の資料である注(33)の数字を採る。
- (35) 朝鮮總督府編『施政三十年史』(四〇年九月)二〇九頁。
- (36) 以下の組合教会に関する記述は「日本キリスト教の朝鮮布教」(『日本の朝鮮支配と宗教政策』所収)に依拠している。
- (37) 渡瀬常吉『朝鮮教化の急務』(二四年)一一頁。
- (38) 『朝鮮總督府施政年報大正十年』(二二年三月)一八〇頁。
- (39) 總督府字務局編『朝鮮ニ於ケル宗教及祭祀一覽』(二七年二月)九〇頁。
- (40) 總督府編『朝鮮に於ける新施政』(二〇年八月)四〇頁。
- (41) 一九三〇年でも全参拝者数三八六八〇七人中八三%は内地人であった。『日本の朝鮮支配と宗教政策』一七八頁。
- (42) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』一八〇頁。
- (43) 村上重良『国家神道』岩波書店刊(七〇年十一月)二〇二頁。
- (44) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』一八三頁。
- (45) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』一七八頁。
- (46) 『施政三十年史』八三一頁。
- (47) 政府解説纂輯『宗教団体法解説』中央社刊(三九年六月)一二頁。
- (48) 總督府字務局編『朝鮮の統治と基督教』(二〇年八月)七頁。

- (8) 後述の「日本組合教会」や「朝鮮仏教中央教務院」が支配へ積極的に協力したこと。
- (9) 伊藤博文韓国統監時代から行っていた「中央基督教青年会」への毎年一百万円の寄付を続行して融和を図っていた。
- (10) 官制上各部を総理する役職で、通例内務官俸出身者が充てられた。これは、総督が現役の陸海軍大将であるため、内政のエキスパートが必要とされたことによる。
- (11) 徳富蘇峰編『素空山県公伝』山県公爵伝記編纂会発行(一九一九年九月)二九五頁。没後間もなく編まれたこの伝記で、蘇峰は山県と同僚に綿密な取材を行っており、史料性は高いと考えられる。
- (12) 武部欽一「寺刹令の発布と其の運用に就いて」朝鮮総督府編『朝鮮』一九二〇号(三二年五月)六頁。
- (13) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』六九頁。
- (14) 「寺刹令の発布と其の運用に就いて」前掲書七頁。この表現が当局の抑圧を暗示していることはいうまでもない。
- (15) 前掲『朝鮮』一九二〇号七、八頁の記述に基づく。
- (16) 施設としての「基督教會堂」については司法次官通牒「基督教會堂敷地ノ登録ノ件」(一九〇五年三月)がある。文部省宗教局編『宗教法規』(三二年五月)三三〇頁参照。
- (17) 『昭和五年朝鮮総督府統計年報』(三二年二月)六六〇頁の一九一五年の教徒数約二六万七千人を人口千六百万人で除して換算。
- (18) 総督府庶務部編『朝鮮の独立思想及運動』(二四年一月)二九頁。
- (19) この法令が植民地支配に有効であったことは、ほぼ同文の「布教規則」が、後に樺太庁管内に制定された(一九二〇年・庁令第五〇号)ことから分る。
- (20) 『素空山県公伝』二九七頁。
- (21) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (22) 『昭和五年朝鮮総督府統計年報』六五六頁。
- (23) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (24) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (25) 『昭和五年朝鮮総督府統計年報』六五六頁。
- (26) 『素空山県公伝』二九八頁。
- (27) もとより「朝鮮を内地と平等に扱おう」という日本政府の欺瞞的スローガンであるが、本論では日本の制度を移植する意で用いる。
- (28) 独立宣言書に署名した三三名のうち宗教指導者は、天道教一五名、キリスト教一六名、仏教二名であった。
- (29) 同制令第一条。罰則は《十年以下ノ懲役又ハ禁固》であった。
- (30) 『大正十年朝鮮総督府統計年報』より換算。なお「保安法」は、旧韓国の法律で、併合後も有効とされた治安法規であった。罰則は最高二年以下の微役と「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」よりはるかに軽い。
- (31) 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (32) 『日本の朝鮮支配政策史研究』四〇六頁。
- (33) 「寺刹令の発布と其の運用に就いて」前掲書七頁。
- (34) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』では「二七〇〇名」となっている。同時代の資料である注(33)の数字を採る。
- (35) 朝鮮総督府編『施政三十年史』(四〇年九月)二〇九頁。
- (36) 以下の組合教会に関する記述は「日本キリスト教の朝鮮布教」(『日本の朝鮮支配と宗教政策』所収)に依拠している。
- (37) 渡瀬常吉『朝鮮教化の急務』(一四年)一一頁。
- (38) 『朝鮮総督府施政年報大正十年』(二二年三月)一八〇頁。
- (39) 総督府学務局編『朝鮮ニ於ケル宗教及教団一覽』(二七年二月)九〇頁。
- (40) 総督府編『朝鮮に於ける新施政』(二〇年八月)四〇頁。
- (41) 一九三〇年でも全参拝者数三八八〇七人中八三%は内地人であった。『日本の朝鮮支配と宗教政策』一七八頁。
- (42) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』一八〇頁。
- (43) 村上重良『国家神道』岩波書店刊(七〇年一月)二〇二頁。
- (44) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』一八三頁。
- (45) 『日本の朝鮮支配と宗教政策』一七八頁。
- (46) 『施政三十年史』八三二頁。
- (47) 政府解説纂輯『宗教団体法解説』中央社刊(三九年六月)一一二頁。
- (48) 総督府学務局編『朝鮮の統治と基督教』(二〇年八月)七頁。

- (49) 一九二六年に設立された文部大臣の諮問機関で宗教・学界関係者で構成されていた。
- (50) 文化庁編『明治以降宗教制度百年史』(七〇年三月)二〇二頁。
- (51) 『宗教団体法解説』九九頁。
- (52) 『宗教団体法解説』九九―一〇〇頁。
- (53) 衆議院調査部編「衆議院公報付録、調査資料第二十七輯・宗教団体法調査資料」(三九年二月)二頁。
- (54) 内務省警保局『社会運動の状況』(三六年)一六〇八頁。
- (55) 松尾洋『治安維持法と特高警察』教育社刊(七九年四月)六三頁。
- (56) 須崎慎一「アジアの中のファシズム国家」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史10 近代4』東大出版会刊(八五年八月)二六四頁。
- (57) 『施政三十年史』八三〇頁。